

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年条例第3号)第2条第2項及び第3項の規定により、令和8年提出の市長、副市長、教育長及び企業管理者の資産等報告書の閲覧開始の日、閲覧場所及び閲覧期間を次のとおり告示する。

令和8年6月11日

飯塚市長 武井政一

- 1 閲覧開始日 令和8年6月16日から
- 2 閲覧期間 報告義務者の任期満了の日まで
- 3 閲覧場所 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 総務部 人事課
- 4 閲覧時間 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日までは閲覧できません。